

運用報告書の適正性に関する確認書

2019年4月19日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都千代田区神田小川町三丁目3番地
不動産投資信託証券発行者名	ヘルスケア&メディカル投資法人
	(コード: 3455)
執行役員	
代表者の役職・氏名 (署名)	吉岡 靖二

ヘルスケア&メディカル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である吉岡靖二是、本投資法人の2018年8月1日から2019年1月31日までの第8期営業期間の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと運用報告書の作成等、開示に係る業務について、資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

また、本投資法人の会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人です。

2. 運用報告書の作成プロセス

運用報告書の作成は、資産運用会社において財務管理部が所管しており、会計事務等の一般事務受託者が作成した会計帳簿及び関係部署より同部に集約された必要な情報に基づいて、関係法令に従い、原案を作成します。記載内容のうち計算書類等については、会計監査人による会計監査を受けております。その上で、資産運用会社の代表取締役としての私が社内の決裁権限規定に則って承認した上で提出しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用会社に対しては、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備を要請しており、資産運用会社においては、運用報告書を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが構築されており、かつ適切に運用されていること。
- (2) 本投資法人の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人より投資信託及び投資法人に関する法律第130条に規定される監査報告書を受領していること。
- (3) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。

以上